社会福祉法人 古平町社会福祉協議会会長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人古平町社会福祉協議会(以下「本会」という。)会長の責務に対する正当な報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

- 第2条 報酬は、本会処務規程第3条に基づく会長決裁事項及び会長専決事項規程に定める業務の執行等に対して支給するものとする。
- 2 会長は前項の適用を受けるにあたり、月2回以上出勤して出勤簿に押印しなければならない。
- 3 報酬の額は年300,000円とし、月額25,000円を月払いで支給する。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日(国民の祝祭日)及び日曜日又は土曜日に当たるときは、その前の日の最も近い、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(報酬の支給限度)

第4条 会長がやむを得ない事由によりその職務を離れたときは、その当月分まで報酬を支給 する。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成26年4月1日から適用する。